

第 20 期第 13 回西部海区漁業調整委員会の概要

- 1 日 時 平成 26 年 2 月 6 日 (木) 午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 青森市 アラスカ会館 2 階「ガーネット」
- 3 出席者 委員 12 名 (欠席 3 名)
県 水産振興課 3 名、
むつ水産事務所 1 名、
鱒ヶ沢水産事務所 1 名
事務局 4 名



4 概 要

○議案の審議 4 件、報告事項 1 件

【 議 案 】

(1) 西部海区管内におけるいかつり漁業の光力規制の指示について

青森県小型いか釣漁業協議会長より、小型いかつり漁業の集魚灯の光力制限に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、原案どおり発動することとした。

委員会指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[西部海区漁業調整委員会指示第 1 号](#)をご覧ください。

(委員会指示案の要旨)

1 集魚灯の合計光力

集魚灯の合計光力は、次のとおりとする。

- ① 10 トン以上 30 トン未満の動力船にあつては 160 キロワット以下
- ② 5 トン以上 10 トン未満の動力漁船にあつては 120 キロワット以下
- ③ 5 トン未満の動力漁船にあつては 90 キロワット以下

なお、20 キロワットを上限とする作業灯 (白熱灯) は合計光力に含めない。

また、投光器又は探照灯であっても集魚時に使用される場合はこれを含む。

2 水中灯の使用禁止

海中において、スルメイカを集魚する光力を有する設備を禁止する。

3 対象となる漁業

30 トン未満の動力漁船によるスルメイカを対象に操業する小型いかつり漁業

4 指示の有効期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(2) 西部海区管内におけるいかつり漁業の操業の指示について

西部海区管内におけるいかつり漁業の操業に係る委員会指示の発動について、審議の結果、原案どおり発動することとした。

委員会指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[西部海区漁業調整委員会指示第 2 号](#)をご覧ください。

(委員会指示案の要旨)

次の区域及び期間において、スルメイカの採捕を目的として、総トン数5トン未満の動力漁船により行ういかつり漁業を営もうとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会の承認を受けなければ操業をしてはならない。

- 1 区域 青森県西部海区海域
- 2 期間 平成26年6月1日から平成27年1月31日まで

(3) 西部海区管内における自家用釣餌用いかつり漁業の操業の指示について

西部海区管内における自家用釣餌用いかつり漁業の操業に係る委員会指示の発動について、審議の結果、原案どおり発動することとした。

委員会指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[西部海区漁業調整委員会指示第3号](#)をご覧ください。

(委員会指示案の要旨)

次の区域及び期間において、釣漁業、はえなわ漁業のための自家用釣餌用のスルメイカの採捕を目的として、総トン数1トン以上5トン未満の動力漁船により行ういかつり漁業を営もうとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会の承認を受けなければ操業をしてはならない。ただし、青森県東津軽郡龍飛崎灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以東の海域において、総トン数1トン未満船により自家用釣餌用いかつり漁業を営む者はこの限りでない。

- 1 区域 ①青森県日本海海域
②青森県津軽海峡西部海域
- 2 期間 平成26年6月1日から平成27年1月31日まで

(4) 西定第8号定置漁業の休業に伴う当該漁業の許可について（諮問）

青森県知事より、西定第8号定置漁業の休業に伴う当該漁業の許可について諮問があり、審議の結果、諮問のとおりとした。

【 報告事項 】

(1) 平成24年5月28日付け青森県西部海区漁業調整委員会指示第7号に係る委員会指示違反について

青森県西部海区管内海域（津軽海峡海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の委員会指示違反に関するその後の顛末報告